

学部・研究科等の教育に関する現況分析結果

- | | | |
|-----|-----------|---------|
| 1. | 文学部（廃止） | |
| 2. | 教育学部（廃止） | |
| 3. | 法学部（廃止） | |
| 4. | 経済学部（廃止） | |
| 5. | 理学部（廃止） | |
| 6. | 医学部（廃止） | |
| 7. | 薬学部（廃止） | |
| 8. | 工学部（廃止） | |
| 9. | 教育学研究科 | 教育 9-1 |
| 10. | 医学系研究科 | 教育 10-1 |
| 11. | 人間社会環境研究科 | 教育 11-1 |
| 12. | 自然科学研究科 | 教育 12-1 |
| 13. | 法務研究科 | 教育 13-1 |
| 14. | 人間社会学域 | 教育 14-1 |
| 15. | 理工学域 | 教育 15-1 |
| 16. | 医薬保健学域 | 教育 16-1 |

教育学研究科

- I 教育水準 教育 9-2
- II 質の向上度 教育 9-5

I 教育水準（分析項目ごとの水準及び判断理由）

1. 教育の実施体制

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「基本的組織の編成」については、教育学研究科は、学校教育専攻、障害児教育専攻、及び教科別の 10 の専攻（国語教育専攻、社会科教育専攻、数学教育専攻、理科教育専攻、音楽教育専攻、美術教育専攻、保健体育専攻、技術教育専攻、家政教育専攻、英語教育専攻）の計 12 専攻で構成され、教育学部専任教員に加えて学内から関連する専門分野の教員を研究科専任として配置している。また、研究指導教員一名当たりの学生数については、研究科全体で約 1.7 名となっているなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

「教育内容、教育方法の改善に向けて取り組む体制」については、平成 16 年度から、ファカルティ・ディベロップメント(FD)委員会が教育学研究科の教育内容や教育方法の改善に取組、研究科の教育内容と教育方法の改善に向けた体制を編成しているなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

以上の点について、教育学研究科の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、教育の実施体制は、教育学研究科が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間における判定として確定する。

2. 教育内容

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「教育課程の編成」については、学生と社会の多様なニーズに対応した教育課程を編成するとともに、実践的な教育研究者の養成を目指し、教育の理論と実践のバランスを重視した教育課程が編成されている。教育現場の要請に合致するような大学院教育を行い、実践的な指導力を備えた専門的教育者の育成を目指しているなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

「学生や社会からの要請への対応」については、社会人学生のための長期履修制度や学校パートナー制度の導入のように、現職教員をはじめとする社会人学生への細やかな配慮をした教育課程が用意されている。さらに、FD委員会が、学生や社会からの要請に対応するため、研究授業の実施、公開授業期間の導入や研修会の開催等に取り組み、教育学研究科の教育内容の改善や向上を推進し、教育効果を上げているなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

以上の点について、教育学研究科の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、教育内容は、教育学研究科が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

上記について、平成20年度及び平成21年度に係る現況を分析した結果、平成16~19年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第1期中期目標期間における判定として確定する。

3. 教育方法

平成16~19年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「授業形態の組合せと学習指導法の工夫」については、授業形態（講義、演習、実験と実習）をバランス良く組合せ、学習指導法の改善を行い、また、適切にシラバスを作成、活用している。特に、少人数教育を多く実施し、教育効果を高めているなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

「主体的な学習を促す取組」については、少人数の授業の推進により、学生自身が調査、実験、分析、発表、討論等により進める形態にするなど、学生の主体的な学習を促す取組を積極的に進め、教育課程や教育方法の改善を図り、教育成果と質を高めているなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

以上の点について、教育学研究科の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、教育方法は、教育学研究科が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16~19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間における判定として確定する。

4. 学業の成果

平成 16~19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「学生が身に付けた学力や資質・能力」については、社会のニーズに対応するために、教育学研究科の教育内容や教育方法の改善により、学生の専門的な能力や技能の向上が図られてきた。平成 19 年度の修了者は 52 名で、在籍者（58 名）の 9 割という比較的高い率になっているなどの相応な成果があることから、期待される水準にあると判断される。

「学業の成果に関する学生の評価」については、授業アンケート結果と修了生によるアンケート結果から、当該教育学研究科における教育に対する比較的高い満足度が確認されるなどの相応な成果があることから、期待される水準にあると判断される。

以上の点について、教育学研究科の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、学業の成果は、教育学研究科が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16~19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間における判定として確定する。

5. 進路・就職の状況

平成 16~19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「卒業（修了）後の進路の状況」については、平成16年度から平成19年度の就職者と進学者を合わせた割合は71%、45%、73%、77%で推移しており、平成16年度から平成19年度の教員採用率は、4年間の平均が65%であり、教員採用試験対策講座や現職教員・石川県教育委員会関係者を招いた懇談会・講習会も行われているなどの相応な成果があることから、期待される水準にあると判断される。

「関係者からの評価」については、修了生や就職先等の関係者からの意見聴取等の結果から、関係者の期待に応える教育の成果や効果が上がっているなどの相応な成果があることから、期待される水準にあると判断される。

以上の点について、教育学研究科の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、進路・就職の状況は、教育学研究科が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

上記について、平成20年度及び平成21年度に係る現況を分析した結果、平成16～19年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第1期中期目標期間における判定として確定する。

II 質の向上度

1. 質の向上度

平成16～19年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

相応に改善、向上している

[判断理由]

「相応に改善、向上している」と判断された事例が2件であった。

上記について、平成20年度及び平成21年度に係る現況を分析した結果、平成16～19年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第1期中期目標期間終了時における判定として確定する。

医学系研究科

I 教育水準 教育 10-2

II 質の向上度 教育 10-5

I 教育水準（分析項目ごとの水準及び判断理由）

1. 教育の実施体制

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「基本的組織の編成」については、医学系研究科において、各領域を 4 つの専攻にまとめて、領域横断的に学べる組織編成としている。十分な学生の確保がなされている。医学系研究科に大学院修士課程を設置しており、優秀な学生が飛び級で内部進学できるようにしてある。保健学専攻においては、大学院博士後期課程で大学教員等専門領域を育てる体制が出来ていることが評価できるなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

「教育内容、教育方法の改善に向けて取り組む体制」については、平成 18 年度より施行されている新カリキュラムの成果は不明であるが、学生の授業評価アンケートによると、満足できる評価を得ているので、改善成果が認められるなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

以上の点について、医学系研究科の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、教育の実施体制は、医学系研究科が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間における判定として確定する。

2. 教育内容

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「教育課程の編成」については、各領域の枠を超えて 4 専攻が作られており、学生が所

属する講座の壁を越えて幅広い知識を得る機会が与えられているのが良い。大学院修士課程の授業科目では生命科学の知識が過不足なく得られるような編成になっている。保健学専攻では、地域医療にたずさわる「臨地マネジメント」等新しい演習が盛り込まれ十分な単位が整備されている点は、評価できるなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

「学生や社会からの要請への対応」については、医学系研究科において、優れた研究業績のある学生には、早期修了制度がある。また、臨床研究者養成コースを設けて、病院・行政等に就職した医師の博士号の取得を積極的に進めている。保健学専攻では社会人を積極的に受け入れるため、夜間・休日、夏季集中講義や夜間研究指導等は、高く評価できるなどの優れた取組を行っていることから、期待される水準を上回ると判断される。

以上の点について、医学系研究科の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、教育内容は、医学系研究科が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16~19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間における判定として確定する。

3. 教育方法

平成 16~19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「授業形態の組合せと学習指導法の工夫」については、医学系研究科の基礎授業は全科共通のバランスがとれ、シラバスをウェブサイト上で公開し利便性への工夫が見られる。留学生を対象とする英語での講義は新しい工夫であるため、評価でき、相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

「主体的な学習を促す取組」については、医学博士課程では、抄読会や研究会への参加も単位として認められるほか、学会発表や発表論文も単位として認められるため、学生の実地的、主体的研究姿勢を啓発している点が高く評価でき、優れた取組を行っていることから、期待される水準を上回ると判断される。

以上の点について、医学系研究科の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、教育方法は、医学系研究科が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16~19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間における判定として確定する。

4. 学業の成果

平成 16~19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「学生が身に付けた学力や資質・能力」については、医学博士課程では最終的な学位取得状況は 80% 以上、大学院修士課程ではほぼ 100% が学位を取得している。また、大学院生の英文論文も相応の水準となっている。学会発表も同様であり、学生の能力や資質の向上が見られているなどの優れた成果があることから、期待される水準を上回ると判断される。

「学業の成果に関する学生の評価」については、大学院博士、修士の両課程修了者にアンケート調査を行っており、大学院博士課程の場合、研究テーマへの満足度は 6 段階評価で上位 2 段階的回答が 63.2%、研究成果への満足度は同 57.9%、入学前の期待に対する全体としての満足度は同 52.6% であり、保健学専攻においても、研究指導内容に 76.3% が満足しており、両者共におおむね満足的回答を得ているなどの相応な成果があることから、期待される水準にあると判断される。

以上の点について、医学系研究科の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、学業の成果は、医学系研究科が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16~19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間における判定として確定する。

5. 進路・就職の状況

平成 16~19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「卒業（修了）後の進路の状況」については、大学院修士課程から医学博士課程への内部進学者が38%と多いのは、高度な医学研究者を養成する目的に合致している。保健学専攻においても後期課程への進学者が多いことなどの相応な成果があることから、期待される水準にあると判断される。

「関係者からの評価」については、関連病院に就職した医学博士課程修了者は研究心を備えた専門医として歓迎されている。保健学専攻の博士前期課程修了者で他大学の博士後期課程に進学して高い研究能力が評価されているなどの相応な成果があることから、期待される水準にあると判断される。

以上の点について、医学系研究科の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、進路・就職の状況は、医学系研究科が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

上記について、平成20年度及び平成21年度に係る現況を分析した結果、平成16～19年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第1期中期目標期間における判定として確定する。

II 質の向上度

1. 質の向上度

平成16～19年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

相応に改善、向上している

[判断理由]

「大きく改善、向上している」と判断された事例が1件、「相応に改善、向上している」と判断された事例が4件であった。

上記について、平成20年度及び平成21年度に係る現況を分析した結果、平成16～19年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第1期中期目標期間終了時における判定として確定する。

人間社会環境研究科

I 教育水準 教育 11-2

II 質の向上度 教育 11-5

I 教育水準（分析項目ごとの水準及び判断理由）

1. 教育の実施体制

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「基本的組織の編成」については、人間文化専攻及び社会システム専攻のもとに三つのコース、公共経営政策専攻に二つのコースをそれぞれ設置している。大学院博士前期及び後期課程において学生数に比し、十分な研究指導教員数を配置しているなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

「教育内容、教育方法の改善に向けて取り組む体制」については、大学院教育実質化委員会を設置し各学期終了時に授業内容及び教育環境の満足度を調査するアンケートを実施し、その結果を研究科内で公表するとともに FD 集会で取り上げるなどしているなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

以上の点について、人間社会環境研究科の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、教育の実施体制は、人間社会環境研究科が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間における判定として確定する。

2. 教育内容

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「教育課程の編成」については、博士前期課程にあっては共通科目、基礎科目、展開科目の 3 群を、博士後期課程にあっては共通科目と専門科目の 2 群を設けて教育課程を体系的に編成しているなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断

される。

「学生や社会からの要請への対応」については、博士前期課程にあっては現職社会人短期在学コースを設置し、博士後期課程にあっては早期修了制度や長期履修制度を設けるなど、学生の多様なニーズに応じた対応を実施しているなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

以上の点について、人間社会環境研究科の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、教育内容は、人間社会環境研究科が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16~19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間における判定として確定する。

3. 教育方法

平成 16~19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準を上回る

[判断理由]

「授業形態の組合せと学習指導法の工夫」については、博士前期課程にあっては入学前に主任指導教員が学習・生活環境に関する相談を実施することによって早期に「学習計画の流れ」を作成できるような体制を作っており、博士後期課程にあっては「院生別カルテ」を作成して個に応じた集団指導体制を整えているなどの優れた取組を行っていることから、期待される水準を上回ると判断される。

「主体的な学習を促す取組」については、博士前期課程にあっては優秀な修士論文を積極的に評価する認定制度を設置している。博士前期・後期課程の正規の学生全員に専用の机・イスを確保し、学生の立案した調査・実習を「プロジェクト研究科目」として単位認定しているなどの優れた取組を行っていることから、期待される水準を上回ると判断される。

以上の点について、人間社会環境研究科の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、教育方法は、人間社会環境研究科が想定している関係者の「期待される水準を上回る」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16~19 年

度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第1期中期目標期間における判定として確定する。

4. 学業の成果

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「学生が身に付けた学力や資質・能力」については、博士前期課程にあって平成 19 年度修了予定者数 61 名に対する修了生 42 名の割合は 68.9%である。また博士後期課程にあって平成 19 年度の「プロジェクト研究科目」の採択者が在籍者数 25 名中 13 名になっているなどの相応な成果があることから、期待される水準にあると判断される。

「学業の成果に関する学生の評価」については、博士前期課程の学生アンケートにより「資料・文献を収集するノウハウ」等の能力を身に付けたと評価する者が多く、博士後期課程にあっても授業評価において「有益だった」と評価する者が多く見られるなどの優れた成果があることから、期待される水準を上回ると判断される。

以上の点について、人間社会環境研究科の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、学業の成果は、人間社会環境研究科が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第1期中期目標期間における判定として確定する。

5. 進路・就職の状況

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「卒業（修了）後の進路の状況」については、博士後期課程は、いまだ修了生を出して

いないため、修了後の進路状況を判断できる状態ではない。博士前期課程にあっては修了生 42 名中進路未定者が 12 名（28.5%）いるとはいえるが、進学率は 16.7%、就職率は 54.8%であるなどの相応な成果があることから、期待される水準にあると判断される。

「関係者からの評価」については、提出された現況調査表の内容では、関係者からの評価調査として必要かつ十分な調査とはいえないが、博士前期課程の社会人教育修了生の聞き取り調査によれば、当該大学院での教育が職場で高く評価されているなどの相応な成果があることから、期待される水準にあると判断される。

以上の点について、人間社会環境研究科の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、進路・就職の状況は、人間社会環境研究科が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16~19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間における判定として確定する。

II 質の向上度

1. 質の向上度

平成 16~19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

相応に改善、向上している

[判断理由]

「相応に改善、向上している」と判断された事例が 3 件であった。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16~19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間終了時における判定として確定する。

自然科学研究科

- I 教育水準 教育 12-2
- II 質の向上度 教育 12-5

I 教育水準（分析項目ごとの水準及び判断理由）

1. 教育の実施体制

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「基本的組織の編成」については、複数指導制をとり指導教員一名当たりの学生数も少なく良い環境にあるといえる。大学院博士前期課程では、理学、工学、薬学の基礎と応用に関して、学士課程教育からの発展から最先端の研究へ向けて 6 年一貫性を配慮した編成となっている。大学院博士後期課程では、学際化・国際化を図るとともに、高度な専門性を身に付ける配慮がなされているなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

「教育内容、教育方法の改善に向けて取り組む体制」については、FD シンポジウムを実施しており、学生と教員の懇談会を設けているなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

以上の点について、自然科学研究科の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、教育の実施体制は、自然科学研究科が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間における判定として確定する。

2. 教育内容

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「教育課程の編成」については、学部と大学院博士前期課程の一貫した教育が行われている。連携講座による多様な授業科目が設けられているなどの相応な取組を行っているこ

とから、期待される水準にあると判断される。

「学生や社会からの要請への対応」については、技術経営コースをはじめ多彩な実用的かつ国際的なプログラムを用意しているなどの優れた取組を行っていることから、期待される水準を上回ると判断される。

以上の点について、自然科学研究科の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、教育内容は、自然科学研究科が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16~19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間における判定として確定する。

3. 教育方法

平成 16~19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「授業形態の組合せと学習指導法の工夫」については、複数指導制をとるとともに、シラバスも充実しているなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

「主体的な学習を促す取組」については、自主的な学習環境として学生の居住スペースに配慮しているなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

以上の点について、自然科学研究科の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、教育方法は、自然科学研究科が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16~19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間における判定として確定する。

4. 学業の成果

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「学生が身に付けた学力や資質・能力」については、大学院博士後期課程の短期修了生が毎年 6～19 名となっている一方で、当該課程の学生の修了生割合が 60% 台であり、博士号授与者数が 88～115 名であるなどの相応な成果があることから、期待される水準にあると判断される。

「学業の成果に関する学生の評価」については、学生の評価においては、国際性という観点では、必ずしも評価は高くないが、論文作成能力やコミュニケーション能力では一定の評価が得られているなどの相応な成果があることから、期待される水準にあると判断される。

以上の点について、自然科学研究科の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、学業の成果は、自然科学研究科が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間における判定として確定する。

5. 進路・就職の状況

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準を下回る

[判断理由]

「卒業（修了）後の進路の状況」については、大学院博士前期課程修了生の進学・就職状況はおおむね良好である。しかしながら、大学院博士後期課程修了生のうち 105 名と少なからずの者が就職ないしは進学をしていないことから、期待される水準を下回ると判断される。

「関係者からの評価」については、一部では、課題設定能力や発表能力の不足が指摘されているケースもあるが、就職先からのアンケートはおおむね良好であるなどの相応な成

果があることから、期待される水準にあると判断される。

以上の点について、自然科学研究科の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、進路・就職の状況は、自然科学研究科が想定している関係者の「期待される水準を下回る」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、判定を以下のとおり変更し、第 1 期中期目標期間における判定として確定する。

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「卒業（修了）後の進路の状況」については、平成 16～19 年度の評価では「大学院博士後期課程修了生（373 名）のうち 105 名（28.2%）と少なからずの者が就職ないしは進学をしていない」と指摘したところである。平成 20、21 年度では学生への就職支援の取組を行い、就職も進学もしていない者は 6.2%へと減少しているなどの相応な成果があることから、期待される水準にあると判断される。

以上の点について、自然科学研究科の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、進路・就職の状況は、自然科学研究科が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

II 質の向上度

1. 質の向上度

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

相応に改善、向上している

[判断理由]

「相応に改善、向上している」と判断された事例が 2 件であった。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間終了時における判定として確定する。

法務研究科

I 教育水準 教育 13-2

II 質の向上度 教育 13-5

I 教育水準（分析項目ごとの水準及び判断理由）

1. 教育の実施体制

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「基本的組織の編成」については、学生の収容定員 120 名に対し、専任教員 16 名（教授 15 名、准教授 1 名）を配置し、専門職大学院設置基準を満たしている。専任教員の 31%（5 名）を実務家教員が占め、実践的な法曹養成が実現できる体制を整備しているなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

「教育内容、教育方法の改善に向けて取り組む体制」については、カリキュラム・FD 委員会において、学生向けアンケート調査の企画・実施及び結果の取りまとめ、教員研修会の企画・開催・運営、カリキュラム編成の在り方の検討を行うなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

以上の点について、法務研究科の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、教育の実施体制は、法務研究科が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間における判定として確定する。

2. 教育内容

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「教育課程の編成」については、法律学の基礎から発展・応用へ、理論的教育を踏まえて実務教育へと段階的に学修できるようにとの配慮に基づき、教育課程を体系的に編成するなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

「学生や社会からの要請への対応」については、講義形式だけではなく、双方向・多方向的な質疑応答を交えた教育方法を採用し、その実効性を上げるために、講義科目では1クラス40名、演習科目では1クラス20名の少人数で授業を行っている。また、社会からの要請への対応として、地方自治の現状と課題、公共政策論（政策法務）といった政策学系の科目を配置するなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

以上の点について、法務研究科の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、教育内容は、法務研究科が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

上記について、平成20年度及び平成21年度に係る現況を分析した結果、平成16～19年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第1期中期目標期間における判定として確定する。

3. 教育方法

平成16～19年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「授業形態の組合せと学習指導法の工夫」については、授業形態の組合せについては、講義、演習、実習を適切に組み合わせて実施している。学習指導法の工夫については、少人数授業を実施するためにクラス分けを行っているとともに、シラバスを冊子体とWEB版の2種類で作成し各科目の学習目標を明示するなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

「主体的な学習を促す取組」については、双方向・多方向授業を行い、その実を上げるために、シラバスや履修ガイドにおいてあらかじめ文献等を指定し、学生に対して十分な予習を求めている。また、授業において小テストや中間試験を実施する科目もあり、学生は十分な復習をすることも義務づけるなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

以上の点について、法務研究科の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、教育方法は、法務研究科が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

上記について、平成20年度及び平成21年度に係る現況を分析した結果、平成16～19年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第1

期中期目標期間における判定として確定する。

4. 学業の成果

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「学生が身に付けた学力や資質・能力」については、司法試験の合格者は、平成 18 年度は 1 名（受験者 2 名）、平成 19 年度は 8 名（受験者 24 名）であり、数字としては改善の余地があるものの、ますますの結果であるなどの相応な成果があることから、期待される水準にあると判断される。

「学業の成果に関する学生の評価」については、学生による授業評価アンケートの結果によれば、授業レベルの適切性や理解度等を含めた「総合評価」の学年ごとの平均値は 3.62 から 4.16（5 点満点）であり、今後一層の改善努力は必要であるものの、学生からはおおむね肯定的な評価が示されるなどの相応な成果があることから、期待される水準にあると判断される。

以上の点について、法務研究科の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、学業の成果は、法務研究科が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間における判定として確定する。

5. 進路・就職の状況

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「卒業（修了）後の進路の状況」については、平成 17・18 年度の修了生のうち、法曹となつた者 1 名、司法修習生 8 名を数え、33 名中 9 名（27%）が法曹界に進むなどの相応な

成果があることから、期待される水準にあると判断される。

「関係者からの評価」については、平成 17 年度に本研究科を修了し、現在弁護士となつている者（1名）から意見を聴取したところ、当該研究科における少人数・双方向型の授業により議論を組み立てて発言する能力が身につき、司法試験のみならず、実務においても役立っているとの回答を得ているとの記載があるが、より組織的な形で意見を聴取することが望まれる。しかし、司法試験の合格率等を勘案すれば、一応期待される水準にあると見ることができるなどの相応な成果があることから、期待される水準にあると判断される。

以上の点について、法務研究科の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、進路・就職の状況は、法務研究科が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16~19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間における判定として確定する。

II 質の向上度

1. 質の向上度

平成 16~19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

大きく改善、向上している、または、高い質（水準）を維持している

[判断理由]

「大きく改善、向上している」と判断された事例が 1 件であった。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16~19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間終了時における判定として確定する。

人間社会学域

I 教育水準 教育 14-2

II 質の向上度 教育 14-5

I 教育水準（分析項目ごとの水準及び判断理由）

1. 教育の実施体制

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「基本的組織の編成」については、社会の変化に伴い、学問領域の壁を越えた幅広い知識と能力を有する人材を養成するとともに、現代的課題を複合的に学びたいという学生の要望にも対応するため、平成 20 年 4 月に、これまでの文学部、教育学部、法学部、経済学部を発展的に改組し、柔軟な教育組織である人間社会学域が設置された。教育組織は、旧学部の主要部分を継承する人文学類、法学類、経済学類、学校教育学類の 4 学類に加え、学際的な観点と手法から地域課題に取り組む地域創造学類及び異文化理解と共生という現代的課題を追求する国際学類の 2 学類、合計 6 学類から構成されている。各学類は、学問領域や現代的課題を前提とする複数のコースを設け、さらにコースによっては専門分野、専修を設けることで、学生が専門分野での学習を深め、社会に有意な人材となり得るための教育体制が敷かれているなどの優れた取組を行っていることから、期待される水準を上回ると判断される。

「教育内容、教育方法の改善に向けて取り組む体制」については、教育課程を編成する学域教育研究会議及び学類会議が設置され、学域 FD（ファカルティ・ディベロップメント）委員会等と連携した教育内容・方法を改善するための PDCA サイクルが構築されている。各学類では、FD 委員会が、それぞれ平成 20 年度に授業評価アンケートを実施し、平成 21 年度には、学域 FD 委員会が、全学的な FD 委員会との連携の下、学域統一の授業評価アンケートを策定・実施している。FD 研修会については、平成 20 年度から平成 21 年度に導入教育（初学者ゼミ等）<国際学類等>、カリキュラム・ポリシー<地域創造学類>等各学類が設定した多様なテーマの下、全学類で延べ 19 回（参加延べ人数 478 名）開催された。さらに、教員相互の授業参観により教育方法の向上を図る公開授業も実施している。これらの持続的な取組の分析結果は、自己研鑽を促す資料として各教員に周知するとともに、学類会議等にフィードバックし、教育方法等の改善に役立てられているなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

以上の点について、人間社会学域の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、教育の実施体制は、人間社会学域が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

2. 教育内容

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「教育課程の編成」については、各学類では、学問領域や現代的課題を前提とする複数のコースを設け、さらにコースによっては専門分野、専修が設定され、学生が専門分野での学習を深め、社会に有意な人材となるための教育課程が敷かれている。学生自身が基礎から専門性追求に至る階層的カリキュラムを構築・実施することができるような経過選択制や階層型コアカリキュラム、副専攻、転学類等の制度導入により、入学後の進路変更希望等、多様なニーズに柔軟かつ適切に対応できる編成がなされているなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

「学生や社会からの要請への対応」については、経過選択、階層型カリキュラム、副専攻、転学類・転コース等の制度を設け、学生のニーズの多様性に柔軟に応えている。日常的な学習指導やコースガイダンス等により、各制度の目的を周知し、学習意欲に即したきめ細かな情報提供を行っている。さらに、学生や企業からの要望を踏まえ、実践的な能力を身に付けるためのインターンシップの単位化、海外研修の実施等の社会との連携推進を視野に入れた相応な取組が行われていることから、期待される水準にあると判断できる。

以上の点について、人間社会学域の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、教育内容は、人間社会学域が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

3. 教育方法

[判定]

期待される水準を上回る

[判断理由]

「授業形態の組合せと学習指導法の工夫」については、①基礎→専門の組合せ、②講義→演習の組合せ、及び①②の融合による階層的カリキュラムの形成を基本方針とし、年次進行に即して、学生の知識の深化と自発的・主体的な学習の相乗効果を目指している。また、社会体験や市民との関わりによる体験を日常の学習に活かすとの観点から、法学類における「プロジェクト科目」等、実務家との共同による講義科目を開設するとともに、演習系科目ではインターンシップや学類の特性に応じて社会調査、フィールドワーク等を提供し、講義と社会体験等を有機的に連携させる工夫が行われているなどの優れた取組を行

っていることから、期待される水準を上回ると判断される。

「主体的な学習を促す取組」については、学生のノート型パソコン必携化に伴い、双方・多機能・多目的型のポータルサイトである「アカンサスポート」が整備されており、このポータルサイトを活用した、授業資料の閲覧・配付、課題提出、ポートフォリオの確認等により、学生の主体的な学習を支援している。導入科目により1年次前期から当該法人での知識深化と自主的な学習の在り方についての指導・支援を行う体制や環境が適切に整備されているほか、インターンシップや地域研究員制度、教師になるためのノートの導入等により、主体的な学習を促す取組が積極的に実施されているなどの優れた取組を行っていることから、期待される水準を上回ると判断される。

以上の点について、人間社会学域の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、教育方法は、人間社会学域が想定している関係者の「期待される水準を上回る」と判断される。

4. 学業の成果

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「学生が身に付けた学力や資質・能力」については、単位の実質化を図る履修上限制度(CAP制)、S・A・B・C・不可の5段階評価による成績評価及びグレード・ポイント・アベレージ(GPA)制度が導入され、成績分布の結果から、期待した学力、資質・能力が備わっていることが読み取れる。また、学生の研究プロジェクト、学類公認サークルの活動等、学生が身に付けた学力や資質等を積極的に自身の学習活動に結び付けた事例に対して、学内外からも一定の評価を得ているなどの相応な成果があることから、期待される水準にあると判断される。

「学業の成果に関する学生の評価」については、平成21年度前期から学域共通の授業評価アンケートが実施されている。学域全体で、出席率、授業の理解度、資料の適切度、授業への興味、知識・視野拡大等の項目において、特に高い評価を得ている。予習・復習の項目を除いて、シラバスの参考度、授業のスピード、授業の水準を含め全体として、「おおむね満足」という評価が得られている。なお、評価の良くなかった予習・復習に関しては、分析結果を踏まえ、アカンサスポートを活用した授業のレジュメ・資料等の提供、質疑応答等、学生の自主学習環境の整備が行われるなどの相応な成果があることから、期待される水準にあると判断される。

以上の点について、人間社会学域の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、学

業の成果は、人間社会学域が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

5. 進路・就職の状況

[判定]

判定しない

[判断理由]

「卒業（修了）後の進路の状況」については、いまだ卒業生を出していないため、卒業後の進路状況を判断できる状態ないことから、段階判定は行わない。

「関係者からの評価」については、いまだ卒業生を出していないため、関係者からの評価を判断できる状態ないことから、段階判定は行わない。

以上の点について、いずれの観点も「段階判定は行わない」との判断を行ったことから、進路・就職の状況は「判定しない」こととする。

II 質の向上度

1. 質の向上度

[判定]

相応に改善、向上している

[判断理由]

「大きく改善、向上している」と判断された事例が1件、「相応に改善、向上している」と判断された事例が1件であった。

理工学域

- I 教育水準 教育 15-2
- II 質の向上度 教育 15-4

I 教育水準（分析項目ごとの水準及び判断理由）

1. 教育の実施体制

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「基本的組織の編成」については、当該学域は平成 20 年度に設置された教育組織で従前の理学部及び工学部の教育研究を継承し、6 学類からなり、各学類は 2 から 4 コース、学域全体で 19 コースが設けられている。準専任教員 22 名を含む 279 名の教員が在籍学生数 1,291 名の教育に当たり、全学出動方式の共通教育については企画・立案について組織的に関与し、16 の学問領域のうち理系分野のほとんどの 7 分野の責任主体となるなどの優れた取組を行っていることから、期待される水準を上回ると判断される。

「教育内容、教育方法の改善に向けて取り組む体制」については、全学組織である教育企画会議の各種委員会と連携し、教育方法改善委員会と教務学生委員会を設置し学類独自の教育改善を図っている。教育改善のための講演会等を開催するほか、授業評価アンケートや卒業生に対する教育目標の達成度評価アンケートを継続的に行い、特色ある人材を育成する目標設定とロードマップ策定のための調査研究を実施することに加えて、新任教員に対する研修、公開授業を行い外部評価を開始するなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

以上の点について、理工学域の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、教育の実施体制は、理工学域が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

2. 教育内容

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「教育課程の編成」については、全学の共通科目と専門科目のくさび形カリキュラム制に加えて、専門科目を学域共通科目、学類共通科目、コース別専門基礎科目、コース専門科目、卒業研究・課題研究にそれぞれ大別し共通教育を含めた体系的な教育課程を編成している。学類単位で入学した学生が進級時にコースを選択する経過選択制を導入し、キャリア形成教育や、学類内のものを含めて 17 の副専攻制を整備するなどの相応な取組を行つ

ていることから、期待される水準にあると判断される。

「学生や社会からの要請への対応」については、授業評価アンケートや達成度評価アンケートの結果を踏まえて授業科目の設定を検討していることに加えて、経過選択制等の新しい教育方法を導入するなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

以上の点について、理工学域の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、教育内容は、理工学域が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

3. 教育方法

[判定]

期待される水準を上回る

[判断理由]

「授業形態の組合せと学習指導法の工夫」については、体系的な教育課程編成に基づいて、「大学・社会生活論」や「初学者ゼミナール」などを必修とし、ユビキタス環境を整備し、アカンサスポートによる学習支援を行うことに加えて、学年進行に合わせて適切なカリキュラムを配置し段階的な創成型教育を構築して実践型教育を実現し、「学長研究奨励費研究」や「理工学域モノづくり実践プロジェクト」による課外授業を工夫するなどの優れた取組を行っていることから、期待される水準を上回ると判断される。

「主体的な学習を促す取組」については、全学のパソコン必携施策と連携したアカンサスポートによる学習支援に加えて、グレード・ポイント・アベレージ（GPA）制度の導入や創成型授業による創造力育成のほか、アカンサス・スカラシップの導入により学生の自主的学習意欲を高め優秀な学生の勉学意欲を促進するなどの優れた取組を行っていることから、期待される水準を上回ると判断される。

以上の点について、理工学域の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、教育方法は、理工学域が想定している関係者の「期待される水準を上回る」と判断される。

4. 学業の成果

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「学生が身に付けた学力や資質・能力」については、いまだ卒業生を出していないが、現時点でも GPA 値による成績分布から学生の学力レベルや授業内容の難易度において適切な教育が実施されていることが伺えるなどの相応な成果があることから、期待される水準にあると判断される。

「学業の成果に関する学生の評価」については、授業科目ごとに毎学期実施している学生による授業評価アンケートの全体集計結果において、「授業全体の理解度の評価ポイント」が平成 20 年度から平成 21 年度にかけて上昇しているなどの相応な成果があることから、期待される水準にあると判断される。

以上の点について、理工学域の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、学業の成果は、理工学域が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

5. 進路・就職の状況

[判定]

判定しない

[判断理由]

「卒業（修了）後の進路の状況」については、いまだ卒業生を出してないため、卒業後の進路状況を判断できる状態にないことから、段階判定は行わない。

「関係者からの評価」については、いまだ卒業生を出してないため、関係者からの評価を判断できる状態にないことから、段階判定は行わない。

以上の点について、いずれの観点も「段階判定は行わない」との判断を行ったことから、進路・就職の状況は「判定しない」こととする。

II 質の向上度

1. 質の向上度

[判定]

大きく改善、向上している、または、高い質（水準）を維持している

[判断理由]

「高い質（水準）を維持している」と判断された事例が 2 件であった。

医薬保健学域

I 教育水準 教育 16-2

II 質の向上度 教育 16-4

I 教育水準（分析項目ごとの水準及び判断理由）

1. 教育の実施体制

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「基本的組織の編成」については、平成 20 年 4 月に、これまでの医学部、薬学部を発展的に改組し、医学、薬学、保健学の分野の学問領域をゆるやかに包括する柔軟な教育組織として医薬保健学域を設置した。学問分野・領域を体系化し、6 年制の医学類、薬学類、4 年制の創薬科学類、保健学類から成る教育組織を新設した。医学類と保健学類においては、3 年次への編入学コースがあるなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

「教育内容、教育方法の改善に向けて取り組む体制」については、医学類では教育委員会、薬学類・創薬科学類では教務学生生活委員会、保健学類では教務委員会が教育課程、履修等に関して審議を行っている。また、医学類では教育委員会、薬学類・創薬科学類と保健学類では FD 委員会が教育内容、教育方法の改善に向けて取り組んでいる。各学類とも、学期末に学生への授業評価アンケート調査を行い、結果を各教員の教育内容、方法の改善に役立てているなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

以上の点について、医薬保健学域の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、教育の実施体制は、医薬保健学域が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

2. 教育内容

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「教育課程の編成」については、くさび形カリキュラム、経過選択制、共通教育、授業科目の配置、学域共通科目、副専攻制度、医療現場体験（アーリー・エクスポート）、理学療法学 3、4 年次合同講義等特徴ある編成が行われているなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

「学生や社会からの要請への対応」については、推薦入学特別枠、編入学制度、MD-PhD制度、生命科学入門の開講、転学類・転専攻、高等学校での広報活動、「母乳育児支援に必要な授乳アセスメントツール」（ガイドライン）の活用等により学生や社会からの要請に応えているなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

以上の点について、医薬保健学域の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、教育内容は、医薬保健学域が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

3. 教育方法

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「授業形態の組合せと学習指導法の工夫」については、医学類の「基本的基礎配属」において、実験（実習）、セミナー（講義）、チュートリアル（演習）を組み合わせた問題提起解決能力の育成を図っており、各学類においても、大人数での講義と少人数での講義や演習、実習をバランスよく組み合わせ、効果的な授業が実施されている。創薬科学類におけるラボローションや保健学類における臨地実習等、工夫した学習指導を実施しているなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

「主体的な学習を促す取組」については、アカンサスポート等、学生の自習のための環境を整備するとともに、学生の動機付けを高める取組として医学展を開催しているなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

以上の点について、医薬保健学域の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、教育方法は、医薬保健学域が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

4. 学業の成果

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「学生が身に付けた学力や資質・能力」については、各学類とも約6割から8割の学生が、平均して2.00以上のグレード・ポイント・アベレージ（GPA）値を取得しており、学生の学力レベルにおいても授業内容の難易度においても妥当な教育が実施され、厳密な成

績評価が行われているなどの相応な成果があることから、期待される水準にあると判断される。

「学業の成果に関する学生の評価」については、授業評価アンケートの結果から、各学類における授業への興味・関心と合致する講義が開講されている。保健学類においては、学業の成果に対する評価が上がっている。また、薬学・創薬科学類においては、アンケート結果に基づいた改善策を講じているなどの相応な成果があることから、期待される水準にあると判断される。

以上の点について、医薬保健学域の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、学業の成果は、医薬保健学域が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

5. 進路・就職の状況

[判定]

判定しない

[判断理由]

「卒業（修了）後の進路の状況」については、いまだ卒業生を出していないため、卒業後の進路状況を判断できる状態にないことから、段階判定は行わない。

「関係者からの評価」については、いまだ卒業生を出してないため、関係者からの評価を判断できる状態にないことから、段階判定は行わない。

以上の点について、いずれの観点も「段階判定は行わない」との判断を行ったことから、進路・就職の状況は「判定しない」こととする。

II 質の向上度

1. 質の向上度

[判定]

相応に改善、向上している

[判断理由]

「相応に改善、向上している」と判断された事例が2件であった。